

【商品概要説明書】**年金受取ご予約定期**

(平成29年4月1日現在適用中)

1. 商品名	年金受取ご予約定期
2. 販売対象	・満58歳以上65歳未満の個人で、当行の「年金受取ご予約サービス」の申込（年金請求書をお預かりいただいている）により公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金に限ります。）の受取をご予約いただいている方
3. 期間・継続回数	・当初預入日が誕生日の場合 預入期間1年ものの自動継続式スーパー定期（利払式）とします。 ただし、継続の回数は9回を限度とします。 ・当初預入日が誕生日でない場合 満期日を誕生日に合わせた、預入期間1年以上2年未満（期日指定）の「自動継続式スーパー定期（利払式）」とします。ただし、初回満期日後の預入期間は1年ものとし以後も同様とします。なお、本定期預金の継続の回数は9回を限度とします。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・当行の口座開設店窓口で預入ができます。 ・100円以上300万円以下（預入限度額・1人300万円） ・1円単位
5. 払戻方法	・当行の口座開設店窓口で、満期日以後に元金と利息を払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	・預入時の店頭表示（スーパー定期・1年もの）利率に、0.10%上乗せした利率を満期日まで適用します（固定金利）。 ・自動継続時にも、店頭に表示するこの定期預金利率に、0.10%上乗せした利率を適用します。ただし、金融情勢等によっては上乗利率を変更します。この場合は、当行ホームページ等でお知らせします。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算とします。 ・平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間の源泉徴収税率は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・法令に定められた条件を満たす個人の場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優（非課税）の取扱いを受けることができます。
7. 手数料	—

8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・金額1万円以上のものは、総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率)
9. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・適用されます。(保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
10. 元本欠損リスクと要因	<p>——</p>
11. 権利行使上の制限 ・中途解約の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表13. の中途解約利率を適用します。
12. 想定されるリスク	<p>——</p>
13. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨)により計算した利息とともに払い戻します。 ただし、計算した利率が普預利率を下回るときは普預利率とします。 ・預入期間が6ヵ月未満の場合………解約日における普通預金利率 ・預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合……約定利率×50% ・預入期間が1年以上2年未満の場合……約定利率×70%
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・取扱期間中であっても、金融情勢等によっては新規申込の受付を中止する場合があります。
15. 預金取引に関わる ご相談・苦情窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・静岡中央銀行 <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】お客様相談窓口 【電話番号】0120-700-858 【受付時間】午前9時～午後5時(祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日) 【Eメール】info@shizuokachuo-bank.co.jp ・一般社団法人全国銀行協会(指定紛争解決機関) <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109(一般電話から)または03-5252-3772(携帯電話・PHSから) 【受付時間】午前9時～午後5時(祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日)